

佐野市監査委員告示第11号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和5年11月21日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 監査箇所

都市建設部（都市計画課、交通政策課、都市整備課、道路河川課、建築住宅課、建築指導課）

第2 監査期間

令和5年10月2日から同年11月21日まで

第3 監査の結果

1 都市計画課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 交通政策課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 都市整備課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 道路河川課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 建築住宅課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

6 建築指導課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。